

「男女の賃金の差異」の情報公表について

対象期間：令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日）

男女の賃金差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)	
全職員	59.4%
正職員	63.6%
パート職員	108.4%

計算：女性職員の平均年間賃金を男性職員の平均年間賃金で割って割合を計上

賃金：給与および賞与にて支給される給与を全て含み、退職金を除く

公表日：令和7年6月1日
一般社団法人臼杵市医師会